議案第52号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例制定の件

建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例(昭和46年鹿児島県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第7条中「もの」の次に「(特定主要構造部を耐火構造としたものを含む。)」を加える。

第8条第1項第1号中「準耐火構造とし、」を「準耐火構造としたもの(特定主要構造部を耐火構造としたものを含む。)」に改め、同条第2項中「準耐火構造とし、」を「準耐火構造とした建築物(特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。)」に改める。

第27条の2中「区域とし,」の次に「それぞれの区域(第一種低層住居専用地域,第二種低層住居専用地域及び田園住居地域を除く。)について平均地盤面からの高さとして法別表第4(は)欄の2の項及び3の項に掲げる高さのうちから指定するものは,次の表の中欄に掲げるものとし,」を加え,同条の表を次のように改める。

| 区域 | 法別表第4(は)欄の | 法別表第4 (に) 欄の |
|--------------------|------------|--------------|
| | 平均地盤面からの高さ | 号 |
| 第一種低層住居専用地域, 第二種低層 | | (2) |
| 住居専用地域又は田園住居地域 | | (2) |
| 第一種中高層住居専用地域又は第二種 | 4メートル | (2) |
| 中高層住居専用地域 | | |
| 第一種住居地域, 第二種住居地域又は | 4メートル | (2) |
| 準住居地域 | | |

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

建築基準法の改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。